

「土砂災害特別警戒区域等」指定の説明会を行います

沖縄県では、土砂災害「がけ崩れ、土石流」から住民の生命及び身体を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、市町村長の意見を聞いた上で、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を知事が指定します。

糸満市においては、平成22年度から「土砂災害警戒区域」の区域指定を行ってきており、今回は、主に「土砂災害特別警戒区域」指定に関する説明会を行います。一部、大里地区においては、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の新規指定箇所があります。その他の箇所においては、「土砂災害警戒区域」は指定済みとなっています。

なお、本説明会は今後の工事実施の説明会ではありません。

「土砂災害警戒区域」の指定 [沖縄県]

(土砂災害のおそれがある区域)

「土砂災害特別警戒区域」の指定 [沖縄県]

(建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)

区域の指定

●情報伝達、警戒避難体制の整備 [糸満市]

- 特定開発行為に対する許可制 [沖縄県]
- 建築物の構造規制 [沖縄県]
- 建築物の移転等の勧告 [沖縄県]

■日時

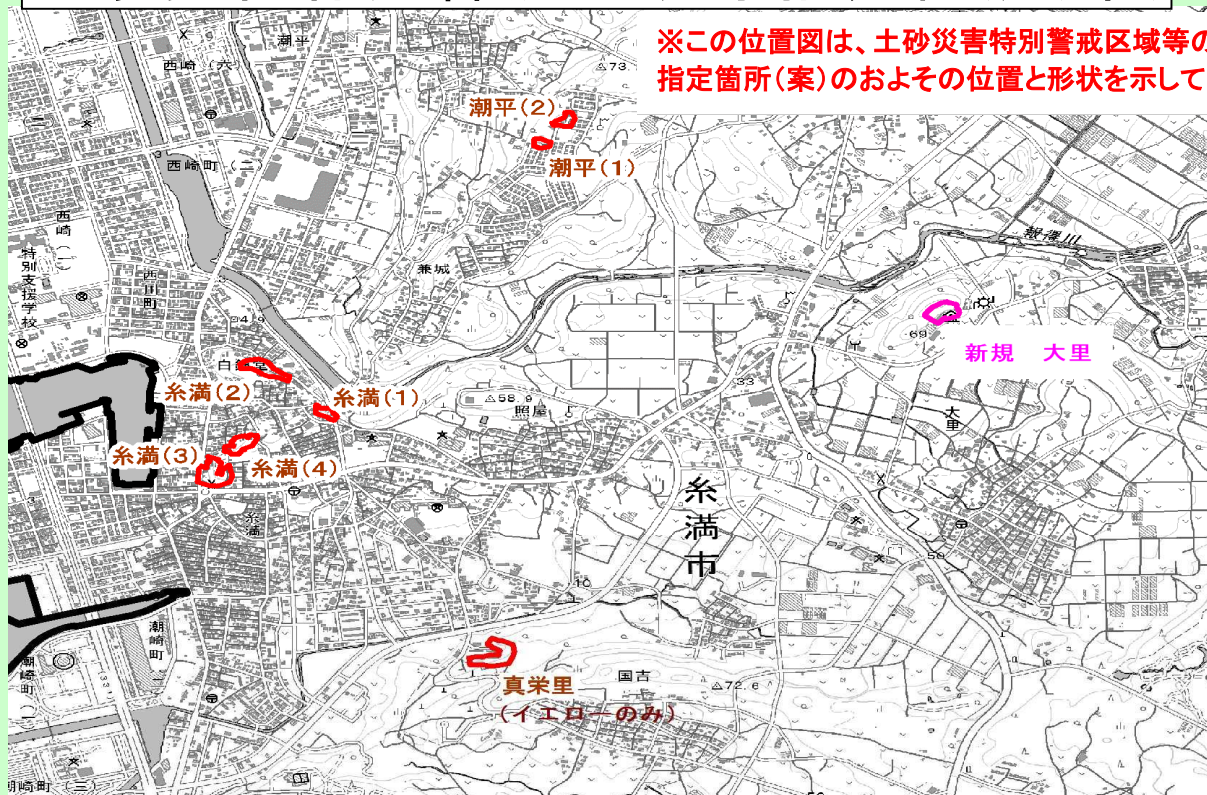
日時 : 令和元年11月28日(木) 午後7時00分～

場所 : 糸満市役所3階 3-C会議室

対象自治会 : 糸満(上之平区、新島区、町端区)、兼城ハイツ、大里

■区域指定箇所(案)

土砂災害特別警戒区域等指定箇所(案)



詳細な区域をお知りになりたい方は、沖縄県南部土木事務所ホームページの「お知らせ」の新着情報にある本説明会案内ページに「指定区域の案」を掲示していますのでご確認下さい。

○区域指定等に関する問い合わせ

沖縄県南部土木事務所 計画調査班

TEL 098-869-1788

○説明会に関する問い合わせ

糸満市 総務課 防災係

TEL 098-840-8245